

○広島大学病院医療安全監査委員会規則

(平成29年3月7日規則第13号)

改正 令和2年12月4日規則第226号

広島大学病院医療安全監査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学病院医療安全監査委員会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学(以下「本学」という。)に、広島大学病院(以下「病院」という。)の適正な医療安全管理体制を確保することを目的に、医療法(昭和23年法律第205号)第19条の2第2号の規定に基づき、広島大学病院医療安全監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 病院の医療安全に係る業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- (2) 必要に応じ、学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
- (3) 前2号に掲げる業務について、その結果を公表すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員3人以上で構成する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
  - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(前号に掲げる者を除く。)
  - (3) その他学長が必要と認める者
- 2 前項の委員の過半数は、病院と利害関係を有しない者(以下「学外委員」という。)とする。
- 3 委員は、学長が任命又は委嘱する。
- 4 学長は、第1項第1号又は第2号の委員が病院と利害関係を有した場合は、当該委員を交代させなければならない。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の公表等)

第5条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出し、これを公表する。

(会議)

第6条 委員会に委員長を置き、学外委員のうちから学長が任命する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した学外委員が、その職務を代行する。

第7条 委員会は、年2回以上開催するものとする。

第8条 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、病院運営支援部総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月4日規則第226号)

この規則は、令和2年12月4日から施行する。